

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例

昭和 46 年 7 月 9 日
条例第 4 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号 平成 25 年 6 月 27 日条例第 2 号
平成 28 年 3 月 4 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支給)

第 2 条 職員の給与に関しては、別に定めるものを除くほか、匝瑳市職員の給与に関する条例（平成 18 年条例第 45 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 27 日条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
(平成 25 年度の特例)

2 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、第 2 条中「匝瑳市職員の給与に関する条例（平成 18 年匝瑳市条例第 45 号）」とあるのは、「匝瑳市職員の給与に関する条例（平成 18 年匝瑳市条例第 45 号）及び匝瑳市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年匝瑳市条例第 15 号）」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 4 日条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。